

品川区定期利用保育事業補助金交付要綱

制定	平成30年1月29日	区長決定	要綱第12号
改正	令和2年3月19日	区長決定	要綱第13号
改正	令和3年8月6日	部長決定	要綱第282号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区定期利用保育事業実施要綱（平成30年品川区要綱第11号。以下「実施要綱」という。）に定める定期利用保育の実施に当たり、実施要綱第23条の規定により定期利用保育の実施に関し必要な経費を補助することについて定めることを目的とする。

(補助事業)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱の規定に基づき実施する定期利用保育とする。

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、実施要綱第5条に規定する実施施設とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、実施要綱第7条第2項の規定による区長の承認を受け、定期利用保育を実施する事業者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象事業の実施に要する経費（人件費、保育材料費、備品費等）
- (2) 利用料の負担軽減に係る経費（実施要綱第21条第1項第1号または第2号に該当するため、同条第3項の規定により免除された利用料の補填に係る経費を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施要綱第21条第1項第3号に該当するため、同条第3項の規定により減額または免除された利用料の補填に係る経費のうち、区長が必要と認める経費

(補助金の交付額)

第6条 前条第1号に掲げる経費に係る補助金の交付額は、別表第1に定める月額に各月における定期利用保育を利用した児童（以下「利用児童」という。）の人数を乗じて得た額とする。ただし、実施要綱第9条第3項の規定により、保育短時間認定の利用児童が短時間認定保育時間の前または後において定期利用保育を利用するときは、同表に定める1時間当たりの単価に利用児童が利用した時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

2 前条第2号に掲げる経費に係る補助金の交付額は、別表第2に定める月額に各月における

利用児童の人数を乗じて得た額とする。

- 3 前2項の規定による補助金の総額は、予算の範囲内で交付するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、前条第3号に掲げる経費に係る補助金の交付額は、別表第3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、毎月区長が別に定める期日までに、品川区定期利用保育事業補助金交付申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付決定（補助金の交付内容の変更決定を含む。以下同じ。）を行い、品川区定期利用保育事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 区長は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区定期利用保育事業補助金交付決定取消・変更通知書（第3号様式）により、当該申請者に速やかに通知しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、品川区定期利用保育事業補助金請求書（第4号様式）により、速やかに補助金の支払を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適當と認めたときは、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に交付するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときまたは実施要綱第7条第4項の規定による定期利用保育事業の廃止の承認を受けたときは、区長が別に定める期日までに、品川区定期利用保育事業補助金実績報告書（第5号様式）により区長に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部

または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱もしくは実施要綱に違反したとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合における補助事業者への通知については、第9条第2項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、区長が第9条第1項または前条第1項の規定による取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分の額を区長に返還しなければならない。

(違約加算金)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還（第9条第1項の規定による取消しに係るもの）を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第16条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第17条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具その他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「財産処分制限期間」という。）に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

2 区長は、補助事業者が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合におい

て、必要があると認めるときは、その収入の全部または一部を区に納付させるものとする。

(財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(書類の保存)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および補助事業に係る収支に関する書類（以下これらを「補助事業関係書類」という。）を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価300,000円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、前項の期間を経過後においても、補助事業関係書類を当該財産の処分が完了する日または財産処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第21条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区定期利用保育事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第22条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則（令和2年3月19日改正 要綱第13号）

この要綱は、令和2年3月1日から適用する。ただし、改正後の第3条の規定は、同年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

利用区分	単価
保育標準時間認定	月額 137,500円
保育短時間認定	月額 100,000円
実施要綱第9条第3項の規定により、保育短時間認定の利用児童が短時間認定保育時間の前または後に同条第1項第1号に定める保育時間の範囲内で定期利用保育を利用するとき。	1時間当たり 625円

備考 短時間認定保育時間の前または後に定期利用保育を利用する時間の算定にあっては、それぞれの時間が1時間に満たない場合についても、それぞれ1時間として計算する。

別表第2（第6条関係）

対象利用児童	利用区分	月額単価
利用児童1人当たり	保育標準時間認定	15,500円
	保育短時間認定	8,000円
実施要綱第21条第1項第1号または第2号に該当するため、同条第3項の規定により利用料の免除を受けた利用者に係る利用児童1人当たり	保育標準時間認定	45,000円
	保育短時間認定	36,000円

別表第3（第6条関係）

対象利用児童	補助額
実施要綱第21条第1項第3号に該当するため、同条第3項の規定により利用料の減額または免除を受けた利用者に係る利用児童1人当たり	当該利用者が減額または免除を受けた利用料相当額のうち、区長が認める額

第1号様式（第7条関係）

年　月　日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地）

代表者氏名

品川区定期利用保育事業補助金交付申請書

品川区定期利用保育事業補助金（ 年 月分）について、品川区定期利用保育事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 _____ 円

2. 内訳

（1）運営経費

区分	算出根拠	金額（円）
保育標準時間認定	@ 137,500円×人	
保育短時間認定	@ 100,000円×人	
短時間認定保育時間の前後の利用分	@ 625円×延時間	
合 計		

（2）利用料負担軽減

区分	算出根拠	金額（円）
保育標準時間認定	@ 15,500円×人	
保育短時間認定	@ 8,000円×人	
利用料免除対象者	@ 円×人	
その他負担軽減分		
合 計		

3. 添付書類

（1）定期利用保育事業実績状況表（ 年 月分）

（2）契約内容を証する書類（保護者との利用契約書等）の写し

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

品川区定期利用保育事業補助金交付決定通知書

設置者名 様
(保育所名)

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区定期利用保育事業補助金（ 年
月分）について、品川区定期利用保育事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下
記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

交付決定金額 金 円

第3号様式（第9条、第13条関係）

第 号
年 月 日

品川区定期利用保育事業補助金交付決定取消・変更通知書

設置者名 様
(保育所名)

品川区長 印

年 月 日付 第 号により通知した品川区定期利用保育事業補助金の交付決定（ 年 月分）について、下記の理由により取り消し、または変更したので、品川区定期利用保育事業補助金交付要綱第9条第2項または第13条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1. 取消しまたは変更の理由

2. 返還する金額 金 円

3. 返還期限 年 月 日

印

第4号様式（第10条関係）

品川区定期利用保育事業補助金請求書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

品川区定期利用保育事業補助金（ 年 月分）について、上記金額
を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名
(所在地)

代表者氏名

印

第5号様式（第12条関係）

年　月　日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地）

代表者氏名

品川区定期利用保育事業補助金実績報告書

年度の定期利用保育事業の事業実績について、品川区定期利用保育事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

添付書類

1. 収支の状況を証する書類
2. その他必要書類

第6号様式（第21条関係）

年　月　日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地）

代表者氏名

品川区定期利用保育事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年度に交付を受けた品川区定期利用保育事業補助金のうち、品川区定期利用保育事業補助金交付要綱第21条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の仕入控除税額 金_____円

※ 積算根拠となる資料を添付してください。